

「確認検査業務規程」第38条に基づき確認検査手数料を次のとおり定める。

＜令和2年6月改訂＞

株式会社トータル建築確認評価センター

建築物の区分	
A	・ 建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物 ・ 建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物 ※ 構造計算の添付があるものはBとする。
B	A以外のもの

表：1 建築物に関する確認申請手数料

単位：円

床面積の合計	建築物の区分	
	A	B
30㎡以内のもの	11,000	48,000
30㎡を超え100㎡以内のもの	20,000	54,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	30,000	84,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	41,000	113,000
500㎡を超え1000㎡以内のもの	72,000	192,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	104,000	276,000

1. 建築物の区分Aの確認申請で、消防長等の同意が必要な場合は、確認申請手数料に6,000円を加算します。
2. 天空率の審査が必要な場合は、確認申請手数料に10,000円を加算します。
3. 計画変更による申請手数料は、原則「平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達第4の1」に示す方法での算定とします。
なお、弊社が変更内容の審査が軽易であると判断した場合、建築物の区分Aについては11,000円（消防同意が必要な場合は6,000円を加算します。）、建築物の区分Bについては25,000円とします。
4. 同一棟増築の場合の申請手数料は、既存部分の床面積の1/2を算定面積に加算します。
5. 構造ルート2基準による審査をする場合は、下記表2の手数を加算します。
6. 構造計算の添付を要しない100㎡を超える自動車車庫及び倉庫の確認申請手数料は、建築物の区分Bから20,000円を引いた手数料とします。
7. 構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合、申請手数料を1棟を増すごとに20,000円を加算します。
8. 申請建築物が2棟以上ある場合の区分Aの建築物は、各棟の床面積の合計で確認申請手数料を算出します。
なお、区分Bの場合は各棟の床面積で算出します。
9. 弊社以外で確認済証の交付を受けた変更申請の手数は、当該床面積の合計とします。
10. 用途変更の申請手数料は、当該床面積合計の1/2を算定して申請面積とします。
11. 上記の記載以外については、別途弊社が算出します。

表：2 構造ルート2基準による審査手数料の加算

単位：円

床面積の合計	加算手数料
1000㎡以内のもの	158,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	210,000

1. 増築工事などで既設部分も含めて適合性判定を要する場合は、増築部分と当該既設部分の床面積の合計とします。
2. エキスパンションジョイント等を設けた建築物の構造計算について審査を要する場合には、構造別棟ごとに手数料を算定し、その金額を合計します。

表：3 建築設備、工作物に関する確認申請手数料

単位：円

区分	確認申請手数料	変更申請手数料
昇降機	20,000/1基	11,000/1基
工作物	18,000/1基	10,000/1基

1. 昇降機単独の申請手数料は、1申請につき20,000円を加算します。
2. 工作物で構造計算の添付があるものは、構造審査料として20,000円を加算します。
3. 昇降機で「型式部材等製造者の認証」を受けたもの以外の確認申請・計画変更確認申請は、確認申請手数料に20,000円を加算します。
4. 建築物に設置する工作物単独の確認申請手数料は、工作物を設置する建築物の床面積の1/2を審査手数料に加算します。
5. 上記の記載以外については、別途弊社が算出するものとします。

表：4 中間検査手数料

単位：円

床面積の合計	建築物の区分	
	A	B
30㎡以内のもの	20,000	42,000
30㎡を超え100㎡以内のもの	30,000	48,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	40,000	66,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	58,000	90,000
500㎡を超え1000㎡以内のもの	84,000	120,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	156,000	192,000

1. 中間検査の申請床面積は、原則「平成11年4月28日付建設省住発第202号通達の第4の2」による方法で算出します。
2. 弊社以外で確認済証の交付を受けた中間検査の申請は、弊社で再度建築基準関係規定の適合性を審査しますので建築確認申請手数料と同額の費用を中間検査手数料に別途加算します。
3. 再度現場検査が必要な場合は、検査手数料の1/2の料金が必要です。（中間検査申請を取下げ、計画変更確認申請の確認済証交付後、改めて中間検査申請をする場合で、再度現場検査を要しない時の中間検査手数料は不要とします。）
4. 申請建築物が2棟以上ある場合の区分Aの建築物は、各棟の床面積の合計で確認申請手数料を算出します。
なお、区分Bの場合は各棟の床面積で算出します。
5. 上記の記載以外については、別途弊社が算出するものとします。

表：5 完了検査手数料

単位：円

床面積の合計	建築物の区分	
	A	B
30㎡以内のもの	22,000	48,000
30㎡を超え100㎡以内のもの	26,000	60,000
100㎡を超え200㎡以内のもの	34,000	72,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	47,000	102,000
500㎡を超え1000㎡以内のもの	78,000	180,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	108,000	240,000

1. 弊社以外で確認済証の交付を受けた完了検査の申請は、弊社で再度建築基準関係規定の適合性を審査しますので建築確認申請手数料と同額の費用を完了検査手数料に別途加算します。
2. 「建築基準法第7条の5」の適用がない建築物の完了検査申請手数料は、建築物の区分Bとします。
3. 再度現場検査が必要な場合は、検査手数料の1/2の料金が必要です。（完了検査申請を取下げ、計画変更確認申請の確認済証交付後、改めて完了検査申請をする場合で、再度現場検査を要しない時の完了検査手数料は不要とします。）
4. 構造計算の添付を要しない100㎡を超える自動車庫及び倉庫の完了検査申請手数料は、建築物の区分Bから20,000円を引いた金額を手数料とします。
5. 申請建築物が2棟以上ある場合の区分Aの建築物は、各棟の床面積の合計で確認申請手数料を算出します。
なお、区分Bの場合は各棟の床面積で算出します。
6. 同一棟増築の場合の申請手数料は、既存部分の床面積の1/2を算定面積に加算します。
7. 上記の記載以外については、別途弊社が算出するものとします。

表：6 建築設備、工作物に関する完了検査手数料

単位：円

区分	完了検査手数料
昇降機	28,000/1基
工作物	40,000/1基

1. 昇降機で「型式部材等製造者の認証」を受けたもの以外の完了検査の場合は、完了検査手数料に別途30,000円を加算します。
2. 上記の記載以外については、別途弊社が算出するものとします。